

「令和4年度地域づくり委員会」における委員会のあり方等に関するご意見等について

- 昨年11/24に委員会を開催→開催後アンケート集約→本年3/2事務局会議で意見交換
- 地域づくり委員会→「委員会」、市町の自立支援協議会→「協議会」とする。

## 【A. 現実に】

- 障がい当事者はもちろん、当事者団体も多く困りごとを抱えている。
- 昨年来、道内外で障がい者を取り巻く大きな事件が頻発している。  
(障がい者施設虐待、GH利用者の不妊処理、高齢者・児童施設でも虐待)
- 国際的に、日本の障害者権利条約に対する取組報告への国連勧告があり、法的拘束力はないが、極めて重く、社会全体としての対応が求められている状況
- 障がい者の権利擁護、虐待防止、差別解消に必要な国際的な水準に向かって、社会の取組を進める必要があり、障がい者福祉に関わる支援者側のマンパワーが増す一方、行政も支援施設も人員は増えていない。

## 【B. 委員会の規定をみると】

- 道の障がい者条例、施行規則、地域づくり委員会運営要綱では、委員会は事実解決調査、事案解決を図るためのあっせん案の協議、提案、文書指導、地域で解決できない場合は推進本部への審議を求めること、また、場合に応じて知事による勧告、勧告内容の公表を求めるなど、強力な権限がある。
- 委員会が与えられた権限を行使して解決していく仕組みであれば、困難ケースを委員会への相談案件として扱っていけばよい。
- 年に1度、2度集まる委員会の中で、相談案件があった場合、実際にどこまでのケースにどこまで文字どおり対応できるか

## 【C. 虐待防止法との関係性】

- 障害者虐待防止法では、市町村、都道府県の対応マニュアルが規定され、自治体間での役割と責任が示され、これに沿って対応している。
- 虐待は疑いがある段階のものも含め通報を受けた案件は、手順に沿った対応が必要だが、行政は、単に相談案件として扱おうとするインセンティブが働きやすい。
- 自治体の対応マニュアルにおいて、地域づくり委員会との関係性ははたしてどのようになるのか、場面に応じて、地域づくり委員会はどのように活用できるのだろうか

⇒「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と手引き」(令和5年7月厚生労働省)

#### 【D. 実際の相談先について】

- 地域には、市役所、町役場、相談支援事業所があり、振興局、委員会でなくても窓口がたくさんあり、身近なところに相談するのが普通
- 虐待通報は、基本的にまず受け付けた市町村、あるいは、施設内等の場合施設所在地市町村、振興局、道本庁の障害者権利擁護センターが受付先となり対応が始まる。
- 振興局や委員会に相談できませんと言っても、実際に持ちよれる人はどれだけいるのか
- もし、委員会として相談を受けても、虐待通報の対応フローに基づき、大部分は関係する市役所、町役場に対応をお願いすることになってしまうのでは
- 地域づくり委員会、自立支援協議会、地域相談員、身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員などの制度は、それぞれの活動の範囲や役割の明確化、それと活動に対する地域住民の理解や協力に関する割合が高いので、そのあたりからの取り組みを実現することが必要になるのではないか。

#### 【E. 今後のあり方について】

- 平成21年に条例が制定され、地域づくり委員会の制度が始まっている。当初の相談案件としてあった駅のバリアフリー化、盲導犬拒否店舗への対応など、目に見えてわかりやすく委員会对応で解決できるケースは減り、14年経過した現在、ケースの複雑化、個別化、潜在化、金銭管理面トラブルなどの困難ケースは増えてきていると思う。
- 個々の相談に応じるよりは、実際に相談をたくさん受けている現場の意見(市役所、町役場、相談支援事業所)を吸い上げ、現場で解決できなかつたり、悩んでいる困難ケースなどについて、どうしたら解決できるかを考えたり、必要な支援を道や市町村に提言するというような機能を持つのが良いのでは
- 委員会のメンバー構成をみて、得意分野を設定し、周知するのも一手と思う。
- 「地域づくり」という言葉のもつ意味合いとして、何か今までなかったこと、新しいことを提案して、地域の方々とつくりあげる、そんな感じを受ける。

#### 【F. 現状分析について】

- 全員集合が望ましいが、集まれるメンバーでの勉強会のような形でもよいのでは
- 委員会制度はこうなっているけれど、現実問題、ここが仕組みとして機能していないというような考えや議論の積み上げがよいのでは
- 地域から協議・相談案件が上がってこない点は、現時点での制度のフローチャートを示し、どこのどの部分に問題があるのか？
  - 可視化できるものがあると議論しやすいのでは
  - 地域相談員が出発点になっているが、実際そうっていない。
- 道障がい者条例の条文、特に第7章を読み合わせしながら、フリートークの感じで意見を出し合う所から始めてみては

## 【G. 今後の委員会の運営方法等に関するアイデア】

### [a.自己紹介、発表などの方法について]

- 発表のおり、ひとつのテーマを提案して意見をもらうなど  
→例として、函館の強み、そして弱みなど
- 自己紹介では、補足があったり質問を受ける事は必要かと

### [b.委員会記録の共有方法について]

- 必要なことは意見交換し合い、全部を文集や議事録化して配布しなくてもよいかと
- 資料として残すのならば、事務局でまとめた事を委員会で報告する形など

### [c.協議会と委員会の連携について]

- 委員会は、「地域での暮らしにくさ」を課題、相談の内容とするのであれば、協議会と役割が重なるので、例えば、管内協議会の状況を話してもらい、共有できるとよい。
- 委員会の中で協議会の内容を発表する場があると、両方を活発化させるきっかけとなるかも

### [d.その他]

- 協議会では、第1回目で協議会とは何かを知る時間を設け、それにより、場の意味を理解された方、やっぱり参加する必要なしと判断され委員を辞退された方もあり、そういう判断をするためにも「協議会とは何かを知る」は大切だと感じ、来年度以降、初めの協議会で「知る時間」を設けていこうと話しています。委員会も委員交替があったりするものでいかがでしょう。
- このようなメンバーが一堂に会して話し合う委員会という場は非常に貴重だと思い、みなさまの思いと時間を有効に使えるようにしていかなければ本当にもったいないと思います。
- 委員会に相談案件がなくても、委員同士の交流の場を設けたり、研修の時間、情報交換したりすることによって、実際に相談が来た時に役立てると思います。
- 資料G「推進本部の意見交換」をみると、支援について、当事者は「変わっていない」と言い、支援者は「進んできている」と言っている、という印象を受けます。どちらも真実なのだと思いますが、当事者が「変わってきた」と実感できる地域づくりを目指さなくては意味がないと思います。
- 応募作文に感動しました。この地域にはたくさん素敵な人材が隠れている気がします。そういう人たちの力を、どう活用していくか、考えていけるといいですね。

以上